

支給対象者

- ・令和3年9月分の児童手当を受給している方
- ・令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に新しく生まれた児童（新生児）の児童手当を受給している方

支給額

対象児童1人につき、5万円

**配偶者暴力（DV）を理由に避難している方は
避難先の市区町村から、先行給付金を受け取る
ことができます。**

◎児童手当の情報を活用するため、令和3年9月分の児童手当を受け取っている方は、申請なしで、受け取ることができます。

◎DVを理由に避難している方は、現在居住する市区町村に届け出ること、受け取ることができる場合があります。まずは、居住する市区町村にご相談ください。

※申請には、婦人相談所等が発行する証明書や民間支援団体等が発行する確認書等が必要となります。

※申請者の現住所等が、避難元の市区町村に伝わることがないように、個人情報 は 厳重に管理されます。

※高校生への給付に係る取り扱いは、今後、示されることとなっています。